

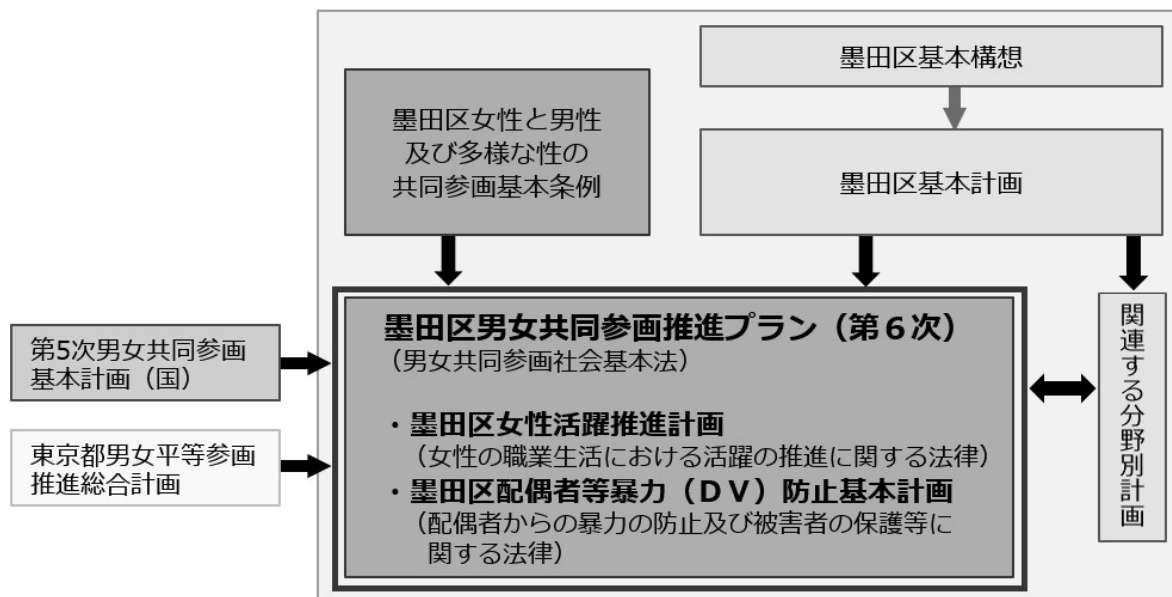
「墨田区男女共同参画推進プラン（第6次）」

- 1 概要
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 計画の体系

1 概要

(1) 墨田区男女共同参画推進プラン(第6次)の目的及び位置づけ

墨田区では、「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を一部改正し、2023（令和5）年に「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」（以下、「条例」という。）として施行しました。この条例に基づき、墨田区の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を定めるもので、その位置づけは、次のようになります。



また、本プランは次のような性格をもっていることを念頭に「墨田区男女共同参画推進プラン（第5次）」の内容を見直し、必要な施策を加えて策定しています。

1	このプランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
2	このプランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含して策定するものです。
3	このプランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を包含して策定するものです。
4	このプランは、「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」第11条に基づき策定する計画です。
5	このプランは、国の「第5次男女共同参画基本計画」、都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の趣旨を踏まえて策定する計画です。
6	このプランは、区の「墨田区基本計画」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定する計画です。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、令和6（2024）年度～令和10（2028）年度の5年間です。

2 基本理念

区では、「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を一部改正し、2023（令和5）年4月に施行した「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」において、男女共同参画を推進するための基本的な考え方を基本理念として定めています。

この計画では、「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」に示された基本理念を、計画の柱に位置付けるとともに、「墨田区男女共同参画推進プラン（第5次）」で掲げた基本理念を踏襲し、多様な性を尊重し、誰もがともに責任を分かち合える男女共同参画社会の実現に向けて、計画を推進していきます。

認め合い 支え合い とともに創るまち すみだ

～ すみだの男女共同参画※社会の実現 ～

地域の中で、互いが差別なく多様性と人権を尊重し、新しい時代に向かって、全ての人々がともに活躍する男女共同参画社会の実現を目指します。

※「すみだの男女共同参画」とは、多様な性を包摂しています。



墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例（基本理念）

- （1）全ての人々が性別等に起因する差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重されること。
- （2）全ての人々の性的指向又は性自認が尊重され、誰からも干渉又は侵害を受けないこと。
- （3）全ての人々が性別等による役割の固定化をもたらす社会制度及び慣行を解消するように努めるとともに、一人一人がその個性と能力を十分発揮し、自己の意思により社会における多様な活動を選択できること。
- （4）性別等にかかわらず、全ての人々が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- （5）結婚、妊娠、出産、育児その他の経験の有無を問わず、個人の自己決定が尊重され、全ての人々の生き方を尊重し合うこと。
- （6）家庭において、全ての人々が対等な構成員として、その人権を尊重し合い、かつ、協力し合うこと。
- （7）性別等にかかわらず、全ての人々が相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立できること。
- （8）保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場において男女共同参画社会の形成に向けた取組がなされること。

3 基本目標

基本目標１ 人権と多様性が尊重されるまち すみだ

性別等にかかわらず、誰もが互いに多様な生き方を尊重することが、男女共同参画社会の実現につながります。

男女共同参画社会の実現を阻害する要因として、社会のあらゆる場に根付いている固定的な性別役割分担意識があります。こうした意識やそれに基づく慣習は幼少期の環境や身近な人間、メディア等の影響を受けて形成されるため、家庭や学校、職場等のあらゆる場における意識啓発や教育が重要です。

また、誰もが生活しやすいまちづくりのためには、性的マイノリティへの理解促進と支援に取り組むことが不可欠です。性的指向・性自認等の違いによる多様性を尊重し、互いの個性や生き方を認め合える意識の醸成を図る必要があります。

基本目標２ 性別等にかかわらず誰もが輝き、ともに活躍できるまち すみだ

性別等にかかわらず、誰もが対等に社会に参画しその個性と能力を十分に発揮できることは、男女共同参画社会の実現に極めて重要であり、少子高齢化の進展と人口減少が進む時代においても不可欠です。

女性の就業率は上昇傾向にあり、多様で柔軟な働き方ができる職場づくりも進められてきました。しかし、依然として家事・育児・介護等の多くは女性が担っており、結婚や出産等を理由に女性が自分の希望通りに働けなくなることも少なくありません。また、職場に残る長時間労働等の慣行は、男性の家庭への参画を阻む大きな要因となっています。

意思決定過程への女性登用も重要な課題です。依然として根強く残る固定的な性別役割分担意識が、女性の社会進出を阻んでいることがうかがえます。

家庭や職場、意思決定過程の場等、あらゆる分野に誰もが対等に参画できるよう意識啓発や支援の充実を図る必要があります。

基本目標３ あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち すみだ

誰もが互いを尊重することで、男女共同参画社会の実現につながります。

その実現を阻む配偶者等からの暴力（DV）やハラスメント、虐待、性暴力といった様々な暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。暴力を許さない社会環境の整備や、被害者支援等の安全・安心を守るための取組を強化する必要があります。

また、安心・安全に暮らすためには心身の健康を守ることが重要です。特に女性の心身の

状況は生涯を通じて大きく変化するため、生涯にわたる健康支援を進める重要性について認識を高めていく必要があると考えられます。

区におけるひとり親世帯や高齢者、障害のある人など、生活上様々な困難を抱える人々の数はおおむね横ばい傾向となっており、誰もが安心して生活していくため、引き続ききめ細かい支援が求められます。

基本目標 4 区、区民、事業者等が力を合わせ、互いに連携して課題に取り組むまち すみだ
--

男女共同参画社会の実現は、行政だけで実現できるものではありません。「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」では、区、区民、事業者、地域団体、教育関係者等の責務が定められています。社会情勢の変化や墨田区の地域性を踏まえ、区や区民、事業者等がそれぞれの立場から主体的に男女共同参画に関する取組を進めるとともに、互いに連携して取組を展開することが重要です。また、「すみだ共生社会推進センター（愛称名）すみなか」が男女共同参画を進める上での拠点として、その機能を十分に発揮できるよう、区民や関係機関・団体と協働しながら啓発、相談等の様々な事業を進める必要があります。

4 計画の体系

すみだの男女共同参画社会の実現 認め合い 支え合い ともに創るまち すみだ

認め合い 支え合い ともに創るまち すみだ

基本目標1 人権と多様性が尊重されるまち すみだ

施策の方向(1) 男女共同参画意識を高めます	施策の方向(2) 多様な性を理解し、人権を尊重する社会づくりを進めます
課題① 固定的な性別役割分担意識の解消	課題① 人権尊重意識の啓発と適切な情報発信
■男女共同参画施策に関する情報発信	■人権尊重の観点からの情報発信
1 区報、区公式ホームページ、SNS等による情報発信	20 区報への人権啓発コラムの掲載
2 男女共同参画情報誌の発行	21 区公式ホームページによる情報発信
3* 若年向け男女共同参画啓発冊子の発行	22* インターネット等における差別的言動解消のための啓発
4* 職員向け男女共同参画啓発紙の発行	23* プロモーションサポート事業による適切な情報発信
■区民参加型の意識啓発事業の実施	■人権尊重意識啓発事業の実施
5 男女共同参画推進のための各種啓発講座の開催	24 人権講演会の開催
6 男性の家事参加に向けた料理教室の支援（男の料理教室）	25* 人権啓発冊子「人権感覚」の配布
7* 男女共同参画関連図書や資料の収集と貸出	■人権尊重と男女共同参画の視点の定着
■情報の収集・把握・公表	26 差別事象発生時の職員対応方法の周知及びマニュアルの更新
8* 男女共同参画に関する区民意識調査の実施・公表	27* 人権擁護委員との連携
9* 男女共同参画に関する区職員意識調査の実施・公表	28* 庁内刊行物等の点検
課題② 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実	29* 人権や男女共同参画に関する研修の実施
■児童、生徒への男女平等教育	課題② 多様な性の理解促進
10 男女共同参画観の視点にたった教材等の見直し	■多様な性に関する意識啓発と情報発信
11 男女共同参画の視点にたった生活・進路指導の実施	30 正しく理解するための情報発信等
12* 児童生徒の諸名簿における男女混合の推進	31 職員、教職員への意識啓発
13* メディア・リテラシー教育の実施	■当事者や関係者等の交流
14* 家庭教育意識啓発パンフレットの配布	32 性的指向・性自認等への理解を深める交流会の実施
■教職員の意識の醸成	課題③ 性的マイノリティへの支援
15 人権尊重教育・男女共同参画教育の研究・実践	■相談窓口の充実
16* 性教育の推進	33 性的指向・性自認等に関する専門電話相談「すみだにじいる相談」の実施
■家庭や地域への意識啓発	■性的マイノリティに対する支援
17 家庭・地域に向けた男女共同参画意識の啓発	34 墨田区パートナーシップ宣誓制度の適用
18* PTA活動における男女共同参画意識の啓発	35* 区営住宅等への入居要件等の拡充
19* 男女共同参画等をテーマにした区民企画講座の支援	36* 住宅修築資金あっせん及びすみだ住宅取得利子補助
	37* 性的マイノリティに対する施設利用時の合理的配慮の検討

施策の方向(3) 男女共同参画の視点で地域力を高めます

課題① 地域における男女共同参画の推進	課題② 防災・防犯における男女共同参画の推進
■地域における男女共同参画意識の啓発	■防災・防犯講座等の実施や避難所運営体制の構築
38 地域で助け合う小地域福祉活動の推進	43 避難所運営体制の構築
39* 団体・サークルの育成・支援	44* 地域住民を対象とした防災講座の開催
40* 食育の普及・啓発	45 男女共同参画の視点からの防災・防犯における意識啓発
41 定年後の社会貢献意識の向上（セカンドステージセミナー等）	
■男性の地域活動への参画支援	
42 男性の社会貢献意識の向上促進（老人クラブ活動の活性化）	

基本目標2 性別等にかかわらず誰もが輝き、ともに活躍できるまち すみだ

施策の方向(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します【女性活躍推進計画】	施策の方向(2) 性別等にかかわらず誰もがいきいきと働けるよう支援します【女性活躍推進計画】
課題① 誰もが共に担う子育てへの支援	課題① 働く場での女性の活躍推進
■男性の子育て参画支援	■管理・監督者への女性登用促進
47 男性のための育児教室の実施（パパのための出産準備クラス）	71 女性職員へ管理職選考等の受験促進
48 男性の子育て参画支援講座の実施（父親対象事業）	72 キャリアアップ研修の実施
■出産・子育て応援事業	73* 区報や区公式ホームページの活用及び啓発紙による区内事業所への啓発活動（再掲）
49 出産・子育て応援事業「ゆりかご・すみだ」	■仕事と家庭の両立に資する保育の実施
50 学童クラブ事業の実施	74 保育サービス相談（保育コンシェルジュ）事業の実施
51 一時的に子どもを預かる子育て支援事業	75* 定期的な保育の実施（認可保育園、保育ママ、小規模保育所）
子育ての相互援助活動の実施	76* 一時的な保育の実施（緊急、延長、休日、病児、病後児）
52*（ファミリー・サポート・センター事業）	77* 待機児童解消対策の推進
53* 家事・育児サポーター事業の実施	■女性活躍を推進するための情報提供、支援の充実
54* 訪問型保育支援事業すみだ子育て支援ネット「はぐ（Hug）」	78* 一般事業主行動計画の策定促進に向けた女性活躍推進に関する情報提供
55* 子育てサポーターの育成・活用	79* 女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する意識・実態調査の実施と公表
子育てで自主グループの育成	80* 職員の男女共同参画に関する理解を深めるための研修実施
56*（子育て支援地域活動促進事業）	81* 区職員対象の旧姓使用制度の実施
57* LINEによる子育て支援情報の発信	課題② 就業における男女共同参画の推進
58* すみだいきいき子育てガイドブックの配布	■労働に関する情報提供等
課題② 誰もが共に担う介護（介助）への支援	82* 国や都の資料の活用や関係機関と連携しての情報提供
■介護（介助）者への支援の充実	83* 女性の就労に関する情報の提供
59 男性介護者教室や認知症家族介護者教室の実施	84 就労に関する意識啓発
60 緊急一時介護・保護事業の実施	85* 就職情報の提供「就職支援コーナーすみだ」
61* 障害者への巡回入浴サービスの実施	■就職に関するカウンセリングや相談
62 高齢者の総合相談窓口業務の実施	86 「就職・仕事カウンセリングルーム」
63* 介護保険施設の整備促進	課題③ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
64* 認知症高齢者の施設の整備促進	■ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動
65* 介護保険制度の普及と介護サービスの充実	66 ワーク・ライフ・バランス推進のための講演会の実施
	67* 区報や区公式ホームページの活用及び啓発紙による区内事業所への啓発活動
	68 女性活躍推進と働き方改革を実現するためのアドバイザーの派遣
	■「特定事業主行動計画」の策定・実行の推進
	69* 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の推進
	70* 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進

基本目標2

施策の方向(3) 意思決定過程への女性の参画促進【女性活躍推進計画】
課題① 意思決定過程への女性の参画推進
■審議会等における女性委員の比率向上
87 審議会等への女性委員の任用促進と公募制の拡大
88* 女性委員の比率に関する調査の実施と結果の公表
■政治分野における女性の活躍推進
89* 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の周知

基本目標3 あらゆる暴力を許さず、心と身体が健やかに過ごせるまち すみだ

施策の方向(1) あらゆる暴力の根絶のための施策を進めます【DV防止基本計画】	施策の方向(3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備を進めます
課題① 配偶者等からの暴力（DV）の防止・早期発見・被害者支援	課題① 経済的な困難者を抱える人への支援
■配偶者等からの暴力（DV）の予防・早期発見	■困難を抱える家庭への相談の実施
90 パーブルリボンプロジェクトの取組	123* ひとり親相談の実施（再掲）
91 DV予防啓発、相談事業の実施	124* 女性相談の実施（再掲）
92* DV防止カードの作成、配布による相談窓口の周知	■生活支援の充実
93* 区民や事業者等との協力体制の強化	125 ひとり親家庭自立支援給付金事業の実施
■被害者支援	126 児童扶養手当・児童育成手当
94 DVに関する相談、支援	127* 出産費用の助成
95 関係機関との連携強化と子の福祉面からの支援の充実	128* 福祉資金等の貸付事業
96* 被害女性とその子の緊急一時保護と自立支援	129* ひとり親家庭等医療費助成
97* DVやストーカー行為等の被害者への支援	130* 児童養育家庭ホームヘルプサービス事業の実施
■関係機関との連携及び体制の強化	■福祉団体等への補助事業
98 配偶者暴力相談支援センターの機能整備	131* 母子生活支援施設への助成
99* 母子・父子自立支援員、女性相談員、家庭相談員の研修の実施	132* 福祉団体への補助事業の実施
100* 関係相談団体間の情報提供、連携	課題② 高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり
課題② 男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶	■生活・福祉サービス情報の提供
■男女共同参画社会を阻害する要因に関する情報発信と啓発	133* 区公式ホームページでの自動翻訳サービスの導入
101 区公式ホームページや啓発紙による情報発信	134* 外国語に対応したガイドブックの作成、配布
102* 児童虐待防止に向けた情報提供と普及活動の実施	135* 障害者福祉の手引き「フレーフレーマイベース」の配布
103* 児童虐待防止対策の充実のための関係機関との連携	136* 高齢者福祉のしおり「たんぽぽ」の配布
■職員、教職員への啓発と研修の実施	■安心して暮らせるまちの整備促進
104 教職員向けハラスメント防止の研修会の実施	137 英語と中国語による外国人相談の実施
105* 職員向けハラスメント防止に関する意識啓発紙の発行	138 介護事業者対象人権講演会の実施
■ハラスメント対策、相談窓口の充実	139 バリアフリー化の促進
106 ハラスメントを未然に防ぐための庁内体制の確立	140* 区民参加型の家事援助の拡充（「ハート・ライン21」事業）
107 子育て相談の実施	141* 「あんしんバリアフリーマップ」の運営
108* 相談窓口の周知	142* 「法律・人権相談」「日常の悩み相談」等の実施（再掲）
109* 「法律・人権相談」「日常の悩み相談」等の実施	143* 家庭相談の実施（再掲）
110* 女性相談の実施	144* バリアフリートイレの整備
111* 家庭相談の実施	145* 通訳翻訳ボランティア制度の導入
112* ひとり親相談の実施	146* 日本語ボランティア教室との協働
	147* 在住外国人支援施策の実施
施策の方向(2) 心と身体を尊重する社会づくりを進めます	
課題① 生涯を通じた健康支援	
■健康づくりの知識の普及・啓発	
113 区報、区公式ホームページ、区政情報番組を活用した健康づくりのための情報発信	
114 健康づくりのための講習会の実施	
115 妊産婦の喫煙防止の推進	
116* 母性保護と家族計画の充実（出産準備クラスの実施ほか）	
117 リプロダクティブ・ヘルスの推進	
118* エイズ理解及び予防教育の実施	
■検診実施、受診促進	
119 がんの早期発見、女性の受診機会の拡大	
120* 妊産婦及び育メン歯科健康診査の実施	
121* 骨粗しょう症予防対策の実施	
■健康相談の実施	
122 心の健康相談の実施	

基本目標4 区、区民、事業者等が力を合わせ、互いに連携して課題に取り組むまち すみだ

施策の方向(1) 計画の推進体制を充実します
課題① 男女共同参画推進体制の充実・強化
148* 墨田区男女共同参画推進本部による施策の計画的かつ総合的な推進
149* 墨田区男女共同参画推進委員会との連携による効果的な事業実施
150* 墨田区女性活躍推進協議会の開催
151* 墨田区男女共同参画苦情調整委員会の設置
152* DV防止のための連携会議の開催
課題② すみだ共生社会推進センターの機能充実・活動強化
153* 区民との協働による効果的な事業展開
課題③ 民間団体・企業への情報提供と啓発
154* 民間団体・企業への最新の情報提供

凡例
基本目標 目標数 4
施策の方向 施策の方向数 10
課題 課題数 21
事業 事業数 153（所管課別160）
進捗確認事業 58（所管課別61）
進捗確認対象外事業 95（所管課別99） *あり 取り組み状況に変更等があった年のみ進捗状況を報告する事業